

福井大学大学院医学系研究科修士論文審査実施要項

平成 30 年 1 月 23 日  
医学系研究科長裁定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、福井大学学位規程（平成 16 年福大規程第 30 号。以下「規程」という。）第 31 条の規定に基づき、修士の学位に係る学位論文（以下「修士論文」という。）審査の実施及び学位記授与に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(出願者の資格及び提出期限)

第 2 条 規程第 3 条第 2 項の規定による修士論文の審査を願い出ることができる者は、福井大学大学院医学系研究科修士課程の最終学年（福井大学大学院学則（平成 16 年福大規程第 2 号）第 36 条ただし書の規定に該当する場合を含む。）に在学し、所定の単位を修得した者で、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

2 規程第 4 条の提出期限は、原則、次のとおりとする。

- (1) 3 月修了予定者 1 月 10 日
- (2) 9 月修了予定者 6 月 10 日

3 前項に定める日が土曜日、日曜日及び祝日のときは翌履修日を提出期限とする。

(出願のための提出書類等)

第 3 条 規程第 4 条に規定する提出書類の様式及び部数は、次の各号に掲げるとおりとし、提出する際には、指導教員の承認を得て学務部松岡キャンパス学務課に提出する。

- (1) 修士論文審査願（別紙様式第 1 号） 1 部
- (2) 論文目録（別紙様式第 2 号） 4 部
- (3) 修士論文 4 部
- (4) 論文内容要旨（別紙様式第 3 号） 4 部
- (5) 履歴書（別紙様式第 4 号） 1 部

必要に応じて以下を提出

- (6) 参考論文 4 部  
(修士論文)

第 4 条 規程第 4 条の規定により提出する修士論文は、単著とする。

2 専門看護師の資格を取得しようとする学生は、課題研究の論文をもって修士論文に代えることができるものとし、その審査については別に定める。

3 論文提出後から最終試験までの間に、論文名に変更が生じた場合には、学位論文題目変更願（別紙様式第 5 号）により速やかに変更を届け出るものとする。

(修士論文の受理)

第 5 条 医学系研究科長は、修士論文の審査の出願があったときは、医学系研究科修士課程委員会（以下「修士課程委員会」という。）の議を経て修士論文を受理する。

(審査委員会の構成)

第 6 条 規程第 7 条第 1 項に規定する審査委員会委員は、3 名で構成する。

2 前項に規定する審査委員会は、修士課程委員会で協議のうえ選出した大学院担当教授 2 名及び指導教員 1 名で構成する。

3 前項の修士課程委員会で選出される 2 名の委員のうち 1 名は、提出論文の内容に応じた関連分野の准教授をもって代えることができる。

4 審査委員会は、修士課程委員会で選出された 2 名の委員のうち委員の互選により 1 名を主査とし、他の 2 名を副査とする。

(審査基準)

第 7 条 審査委員会は、論文内容の信頼性及び発展性等の観点から修士の学位にふさわしいものであるかを審査する。

(公開発表会)

第 8 条 審査委員会は、修士論文の審査の過程において、修士論文についての公開発表会を開催するものとする。

(最終試験)

第9条 審査委員会は、規程第8条に規定する最終試験を行うものとする。

(修士論文審査等の結果の報告)

第10条 審査委員会は、論文審査等の結果を、修士論文審査結果報告書(別紙様式第6号)により、修士課程委員会に報告するものとする。

(学位授与予定者の決定)

第11条 修士課程委員会は、規程第11条の規定により、前条の審査委員会による報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審議し、単記無記名投票により議決するものとする。

2 研究科長は、規程第12条の規定により、前項で議決された者を学位授与予定者として学長へ報告する。

(修士論文の最終提出)

第12条 学位授与決定の通知を受けた者は、修士論文に表紙をつけて製本したもの2部を学位記授与日の前日までに医学系研究科長に提出するものとする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、修士論文審査の実施に関し必要な事項は、修士課程委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

なお、福井大学大学院医学系研究科修士論文審査実施要項(平成28年4月1日学長裁定)は廃止する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年1月13日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

